様式第１号（第２条関係）

インキュベーションセンター入居申請書

年　　月　　日

長浜市長　　　　　あて

申請者　住　所

氏　名 ㊞

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

担当者

連絡先電話　　　（　　　）

ＦＡＸ　　　　　（　　　）

長浜バイオインキュベーションセンターへ入居したいので、関係書類を添付のうえ、下記のとおり申請いたします。

また、長浜バイオインキュベーションセンター条例及び同管理規則の定めるところに従い、裏面の事項を遵守します。

記

１　入居希望室　　　　室番号

２　入居希望期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　　　（５年以内）

３　添付書類　　　　(１)　事業計画書（様式第２号）

(２)　企業等概要表（様式第３号）

(３)　法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票　記載事項証明書又は外国人登録済証明書

(４)　法人にあっては直近２期の決算書及び税務署の受付印のある法人税申告書別表１(１)若しくは別表１(２)の控えの写し並びに最近の試算表、個人にあっては収支計算書。ただし、創業１年未満のものについては、決算書及び法人税申告書の写しを省略することができる。

(５)　市税等の納税証明書

(６)　その他市長が必要と認める書類

条件

|  |
| --- |
| 長浜バイオインキュベーションセンター条例及び同管理規則の定めるところに従い、次の事項を遵守します。  (１)　事業計画書に記載した使用目的以外に使用しません。  (２)　入居料は毎月末日までに当該月分として納付し、３か月以上滞納しません。  (３)　研究施設の使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けます。  (４)　入居期間中その事業活動において、公害防止等の環境保全に努めます。  (５)　研究開発及び施設使用の状況等の報告を求められた場合は、速やかに報告します。  (６)　職員が入室して調査等行うときには、これに協力します。  (７)　研究施設を使用する権利を譲渡若しくは転貸しません。  (８)　入居許可を取り消された場合は、１か月以内に退去します。  (９)　研究施設の使用を終了し退去するとき、又は入居許可を取り消されて退去するときは、自己の責任において当該施設を原状に回復して返還します。  (10)　入居許可書の許可事項を変更又は取り消そうとするときは、遅滞なく届け出て市長の承認を得ます。  (11)　次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出ます。  ①　研究施設を引き続き15日以上使用しないとき。  ②　住所又は氏名に変更があったとき、及び法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったとき。  ③　入居者以外の者に研究施設を使用する権利を承継しようとするとき。  ④　解散、合併又は営業を停止、廃止若しくは譲渡したとき。  ⑤　入居者が滞納処分、強制執行、仮差押え、差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は再生手続開始の申立てをしたとき。  ⑥　入居者に対して会社整理の開始、企業担保権実行手続の開始、破産、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。  ⑦　入居者が支払停止の状態に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。  ⑧　インキュベーションセンターの施設及び設備を汚損し、損傷し、又は滅失したとき。  (12)　研究施設を退去しようとするときは、その３か月前までに市長に届け出ます。  (13)　その他長浜バイオインキュベーションセンター条例及び同管理規則を遵守します。 |